

# 愛知県カヌー協会規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は愛知県カヌー協会と称する。

2 外国に対しては、AICHI CANOE ASSOCIATION という。

第 2 条 本会の事務所は、愛知県みよし市三好町東山 209-1(三好池カヌーセンター内)に置く。

## 第 2 章 組 織

第 3 条 本会は、主旨に賛同する団体または会員を以って組織する。

## 第 3 章 目的および事業

第 4 条 本会は、カヌースポーツの普及発展ならびに会員相互の親睦を図る。

第 5 条 本会は、(社)日本カヌー連盟 JAPAN CANOE FEDERATION に加盟する。

第 6 条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

(1) 全日本選手権大会、国民体育大会などの各種競技会への参加

(2) 県内の各種競技会の開催

(3) カヌー競技力の向上を図る事業

(4) カヌーに関する調査研究

(5) 指導員および審判員の養成

(6) その他、必要と認めた事項

## 第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1 名

(4) 常任理事 若干名

(5) 理 事 若干名

(6) 監 事 2 名

2 本会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第 8 条 会長および副会長は、理事会において選出する。

2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第 9 条 本会の遂行に必要と認められた場合は、理事の互選により理事長、副理事長および常任理事を置くことができる。理事長、副理事長および常任理事は本会

の会務を執行する責任を負う。

第10条 理事は総会において選任される。他に会長の推薦により総会の承認を経て選任することができる。

第11条 監事は総会において選任され、会計を監査する。

第12条 名誉会長、顧問および参与は、総会の推挙により会長が委嘱する。顧問および参与は、本会の顧問に応じるものとし、意見を述べることができる。

第13条 役員任期は就任の日より2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 第 5 章 会 議

第14条 総会は毎年1回、会長が招集して開催する。総会は役員を以って構成する。会長が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。会長は役員3分の2以上から会議に付すべき事項を示して総会の招集を要請された場合は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第15条 総会は役員2分の1以上の出席により成立し、その過半数を以って議事を決定する。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第16条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 予算の決定
- (3) 理事の選任および罷免
- (4) 本規約の変更に関する事項
- (5) 本協会の解散に関する事項
- (6) 会議の決定
- (7) その他、理事会において必要と認められる事項

第17条 理事会は理事を以って構成する。理事会は次の事項を審議決定し、会務を執行する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 入会および退会に関する事項
- (3) その他、業務遂行に必要と認められる事項

2 理事会には会計、監事、その他役員の出席を求めることができる。

## 第 6 章 専 門 委 員 会

第18条 本会目的遂行のため、理事会が必要と認めた場合は、専門委員会を設けること

ができる。

第19条 専門委員会の名称、機構、その他は理事会において決定する。

## 第 7 章 事 務 員

第20条 本会は事務処理のため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

第21条 事務局の編成および職員に関する事項は、理事会において決定する。

## 第 8 章 会 計

第22条 本会の経費は、次の収入を以ってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 公共団体からの交付金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 上記収入について、一旦納めたものは、返却しない。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 附 則

- 1 会費の額は別に定める。
- 2 本会の会員はアマチュアであること。そのため次の事項を禁止する。
  - (1) 健全性を欠く物的利益のため、チャンピオン称号を利用すること
  - (2) 商業的な宣伝のみを目的として競技会に参加すること
- 3 この規約は、昭和54年11月18日より施行する。
- 4 改正後の規約は、平成7年4月1日より施行する。
- 5 改正後の規約は、平成13年3月14日より施行する。
- 6 改正後の規約は、平成14年6月12日より施行する。
- 7 改正後の規約は、平成22年1月4日より施行する。